

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	憲法改正手続法の令和3年改正 －改正法の概要と国会論議等の紹介－
著者 / 所属	森本 正彦・柏木 崇史 / 憲法審査会事務局
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	441号
刊行日	2021-12-17
頁	104-118
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20211217.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20211217.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

# 憲法改正手続法の令和3年改正

## — 改正法の概要と国会論議等の紹介 —

森本 正彦

柏木 崇史

(憲法審査会事務局)

1. はじめに
2. 法律案提出の経緯と令和3年改正法の概要
3. 憲法審査会における主な議論
4. おわりに

### 1. はじめに

令和3年6月、第204回国会において、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第76号。以下「令和3年改正法」という。）が成立した。

令和3年改正法は、平成28年の公職選挙法の数度にわたる改正により、投票環境向上のための法整備がなされたことを踏まえ、同様の規定の整備を、「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成19年法律第51号。以下「憲法改正手続法」という。）についても行うものである<sup>1</sup>。

本稿では、令和3年改正法に係る法律案提出の経緯と同法の概要に触れた後、衆参の憲法審査会における主な議論について、論点ごとに分けて紹介することとしたい。

<sup>1</sup> 日本国憲法第96条は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」（第1項）と規定するが、詳細な手続は定めていない。憲法改正手続法は、これを具体化し、「国民の承認に係る投票（国民投票）」に関する手続を定めるとともに、あわせて「国会による憲法改正の発議」に係る手続の整備を行うもので、平成19年5月14日に成立した（平成22年5月18日完全施行）。また、成立した同法の附則には、①選挙権年齢等の18歳への引下げ、②公務員の政治的行為の制限に係る法整備、③国民投票の対象拡大についての検討という、3つの検討事項（いわゆる3つの宿題）が定められ、これらに対応するための法改正が平成26年になされた（6月13日成立、同20日施行（平成26年法律第75号））。その詳細については、佐藤哲夫「「3つの宿題」への対応—日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正—」『立法と調査』No. 355（平26.8.1）等を参照。

## 2. 法律案提出の経緯と令和3年改正法の概要

### (1) 法律案提出の経緯

#### ア 平成28年の公職選挙法改正

国政選挙・地方選挙を通じて投票率が低下傾向にある中、平成26年5月、総務省内に、選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備するための具体的方策等について研究・検討を行うことを目的として、「投票環境の向上方策等に関する研究会」（以下「総務省研究会」という。）が設置され、平成27年3月に「中間報告」、平成28年9月には「報告」が取りまとめられた。

政府は、平成28年の第190回及び第192回国会において、両報告の内容を含む投票環境向上のための二つの公職選挙法改正案を国会に提出し、両法案は各国会において可決・成立した（両改正法の概略は図表1①・②のとおり）。

他方で、外洋を航行中の船員について、ファクシミリ装置を用いて投票することができるようにする洋上投票制度の対象を拡大する二つの公職選挙法改正案が、第190回及び第192回国会に議員立法で提出され、各国会において可決・成立した（両改正法の概略は図表1③・④のとおり）。

図表1 平成28年における公職選挙法改正の概略

法律名		改正項目
①	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第24号） ※第190回国会閣法第30号	共通投票所制度の創設
		期日前投票所の投票時間の弾力的設定
		投票所に入場可能な子供の範囲の拡大
②	公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成28年法律第94号） ※第192回国会閣法第7号	選挙人名簿等の縦覧制度の廃止・閲覧制度への一本化
		在外選挙人名簿への登録移転制度（出国時申請）の創設
		期日前投票事由の追加 繰延投票の期日の告示の期限の見直し
③	公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第25号） ※第190回国会衆第24号	洋上投票の対象の拡大（便宜置籍船等の船員の追加）
④	公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第93号） ※第192回国会衆第3号	洋上投票の対象の拡大（実習を行うため航海する学生・生徒の追加）

【注】：改正項目の詳細については、同様の規定の整備を行った令和3年改正法の概要を記載した後掲2.(2)を参照。

(出所) 筆者作成

## イ 法律案の提出と国会審議の経過

憲法改正手続法において、投開票に関する手続については、基本的に公職選挙法と共通した規定が設けられている。そこで、憲法改正手続法についても同様に、国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、第196回国会の平成30年6月27日、自由民主党、公明党、日本維新の会及び希望の党の4会派によって<sup>2</sup>、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第196回国会衆第42号。以下「本改正案」という。）が衆議院に提出された。

本改正案は、同年7月5日に衆議院憲法審査会で趣旨説明が聴取された後、衆議院において複数国会にわたり継続審査に付されたが<sup>3</sup>、第203回国会において質疑に入り、第204回国会において衆議院で法施行後3年を目途とした検討条項を追加する修正がなされ（後掲2.（2）ク参照）、同国会中の令和3年5月11日、参議院に送付された。

参議院憲法審査会では、5月19日、本改正案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明が聴取された後、質疑（5月26日）及び参考人に対する質疑（6月2日）を経て、6月9日にも質疑が行われた。同日の質疑終局後、日本維新の会から修正案が提出されたが否決され<sup>4</sup>、原案が多数をもって可決された後、6月11日の参議院本会議で多数をもって可決、令和3年改正法は成立した。

## （2）令和3年改正法の概要<sup>5</sup>

令和3年改正法は、平成28年の公職選挙法改正を踏まえ（図表1参照）、国民投票の投票環境を整えるため、共通投票所制度の創設など7項目にわたる措置を講ずるものであり、その各項目の内容は以下ア～キのとおりである。

また、令和3年改正法は、立憲民主党・無所属の提案により、衆議院において検討条項（附則第4条）を追加する修正が行われており、その内容は以下クのとおりである<sup>6</sup>。

### ア 投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設

法改正前、国民投票の投票人名簿及び在外投票人名簿の脱漏・誤記載等の内容確認手段としては、本人及び第三者による縦覧制度が設けられていた<sup>7</sup>（旧第24条、旧第38条）。

<sup>2</sup> 本稿において会派名は、全て当時のものを記載する。

<sup>3</sup> 本改正案が継続審査となっている間、憲法審査会では、参考人に対する質疑や委員間の自由討議が行われ、主に野党側から、国民投票運動における広告放送規制（いわゆるCM規制）の見直し・強化など、国民投票の公平公正を確保するための議論の必要性が提起された。「国民投票運動」とは、「憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為」（憲法改正手続法第100条の2）と定義され、同法第100条～108条にかけて関連条文が規定されている。同法第105条では、国民投票の期日前14日に当たる日から投票期日までの間、国民投票運動のための有料広告放送が禁止されているが、それより前の期間は規制されておらず、また、有料インターネット広告や運動資金については、規制自体が設けられていない。そのため、資金力の多寡による不平等を防ぐなど、国民投票の公平公正の観点から、更なる規制の必要性等について議論がなされていた。これらCM規制等をめぐる当時の議論の詳細については、森本正彦・森直樹「憲法改正国民投票と有料広告放送規制（2）－近年の新たな動向と国会論議の紹介－」『立法と調査』No. 431（令3.2.5）245～253頁を参照。

<sup>4</sup> 同修正案の内容及び関連する論点については、後掲脚注36及び3.（3）イ（イ）参照。

<sup>5</sup> 本文中の条番号は、基本的に改正後の憲法改正手続法の条番号である（改正前の条番号には「旧」と付す。）。

<sup>6</sup> 令和3年改正法は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行されている（令和3年9月18日）が、検討条項（附則第4条）は、公布の日から施行されている（令和3年6月18日）。

<sup>7</sup> 投票人名簿及び在外投票人名簿の縦覧制度は、投票人名簿等への登録を行った場合に、その登録に間違いが

この点、公職選挙法の選挙人名簿及び在外選挙人名簿については、縦覧制度と閲覧制度が併存していたが<sup>8</sup>、縦覧の件数が極めて少ないことや個人情報保護の観点等から、平成28年の公職選挙法改正において、縦覧制度が廃止され、閲覧制度に一本化された。

そこで、令和3年改正法では、国民投票の投票人名簿及び在外投票人名簿の内容確認手段について、個人情報保護の観点から、従来の縦覧制度を廃止し、①投票人名簿の抄本等の閲覧をできる事由を法律上明記すること、②閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認められるときは閲覧を拒むことができるものとする、③不正閲覧対策に関する措置(罰則や過料を含む。)を法律上規定することといった、閲覧できる場合を明確化、限定するなどした、新たな閲覧制度を創設することとした(第29条の2、第29条の3等)。

#### イ 「在外選挙人名簿」への登録の移転の制度(出国時申請)の創設に伴う国民投票の「在外投票人名簿」への登録についての規定の整備

国外に住所を有する18歳以上の日本国民が国民投票を行うことができるよう、憲法改正手続法には在外投票制度が設けられており(第62条)、在外投票を行うためには、当該者が在外投票人名簿に登録されている必要がある。同名簿への登録は、①登録基準日(国民投票期日の50日前)において当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者、②在外投票人名簿の登録の申請をした者について行われている(第35条第1号・第2号)。

この点、公職選挙法においても在外投票制度が設けられており、在外投票を行うためには、在外選挙人名簿に登録されている必要があるが、同名簿への登録方法については、平成28年の公職選挙法改正により、在外公館において行う従来の登録申請に加え、出国時に市町村の窓口で登録の移転<sup>9</sup>を申請できる制度(出国時申請)が創設されていた。

しかし、出国時申請を利用して、国民投票の登録基準日直前に出国した場合、登録基準日において在外選挙人名簿への登録の移転が間に合わず、国民投票の在外投票人名簿に登録されない場合があり得る。

そのため、令和3年改正法では、こうした制度上の「谷間」を埋めるため、登録基準日翌日以降に在外選挙人名簿への登録の移転がされた者についても、在外投票人名簿に登録するための規定を整備することとした(第35条第3号)。

#### ウ 共通投票所制度の創設

憲法改正手続法では、「投票人は、国民投票の当日、自ら投票所に行き、投票をしなけ

---

ないかどうかを広く有権者一般に公開し、有権者の審判を受ける制度であり、具体的には、市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿等に登録された有権者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、登録後一定期間縦覧に供するものとされていた。法改正前は、縦覧制度のみが存在し、後述の閲覧制度はなかった。

<sup>8</sup> 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿を常時有権者の目に触れさせておくことにより、選挙人名簿の正確性を確保するなどのために、選挙人名簿への登録の有無や政治活動・選挙運動、調査研究を行う場合にその活動に必要な限度において、選挙期間及びその直後を除き、選挙人名簿の抄本の閲覧を行わせることができることとされている(閲覧制度)。閲覧に関しては、個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、平成18年の公職選挙法改正により、閲覧できる場合を限定するとともに、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがある場合に閲覧を拒否できることとする等の手続面の規定が新たに設けられ、縦覧と比較し、個人情報に配慮した規定の整備がなされた。

<sup>9</sup> 「登録の移転」とは、選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。

ればならない」とされ（第 55 条第 1 項）、「投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける」こととされている（第 50 条）。

この点、選挙については、平成 28 年の公職選挙法改正により、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合には、既存の投票所のほか、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる「共通投票所」を設けることができることとされた。設置場所については、駅構内やショッピングセンターなど利便性の高い場所を想定しており、令和元年 7 月の参議院通常選挙では 13 市町村 45 か所、令和 3 年 10 月の衆議院総選挙では 18 市町村 68 か所に設置された<sup>10</sup>。

令和 3 年改正法では、国民投票についても同様に、共通投票所を設けることができる制度を創設することとした（第 52 条の 2）。

## エ 期日前投票関係の見直し

### （ア）期日前投票事由の追加

国民投票の投票人は、国民投票の当日に投票所で投票することが原則であるが（第 55 条第 1 項）、例外として、当日に仕事があるなど一定の事由に該当すると見込まれる投票人については、国民投票の期日前 14 日に当たる日から国民投票期日の前日までの間、期日前投票所で投票をすることができる（期日前投票（第 60 条第 1 項第 1 号～第 5 号））。

この点、選挙については、平成 28 年の公職選挙法改正により、期日前投票を行うことができる事由に、「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。」が加えられた。

令和 3 年改正法では、国民投票についても同様に、期日前投票事由に「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。」を追加した（第 60 条第 1 項第 6 号）。

### （イ）期日前投票所の投票時間の弾力的な設定

国民投票の期日前投票所の投票時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

図表 2 令和 3 年改正法による期日前投票所の投票時間の弾力的な設定

	改正前	改正後
期日前投票所が一つである場合	開始時刻の繰上げ・終了時刻の繰下げは不可。	2 時間以内の開始時刻の繰上げ・終了時刻の繰下げを可とする。
二つ以上の期日前投票所を設ける場合	期日前投票所のうちのの一つは、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで通しで開けておくことが必要。それ以外の投票所は、開始時刻の繰下げ・終了時刻の繰上げのみ可。	午前 8 時 30 分から午後 8 時までの間において、少なくともいづれ一つの期日前投票所が開いていれば、開始時刻の繰下げ・終了時刻の繰上げや、2 時間以内の開始時刻の繰上げ・終了時刻の繰下げを可とする【注】。

【注】：例えば、夜間の利用者が少ない本庁の期日前投票所の投票時間を 8:30～18:00 とし、夜間の利用者が見込める商業施設等の期日前投票所の投票時間を 10:00～20:00 にすることが可能になった。

（出所）筆者作成

<sup>10</sup> 総務省資料、『読売新聞』（令 3. 11. 3）等。なお、令和 3 年衆議院総選挙の数値は速報値である。

であるが、二つ以上の期日前投票所を設ける場合には、一つの期日前投票所を除き<sup>11</sup>、市町村の選挙管理委員会により、開始時刻の繰下げ又は終了時刻の繰上げのみが可能とされていた（旧第 60 条第 3 項）。

この点、選挙における期日前投票所の投票時間についても同様の設定となっていたが、平成 28 年の公職選挙法改正によって、より弾力的な設定が可能となった。

令和 3 年改正法では、国民投票の期日前投票所の投票時間につき、公職選挙法と同様の規定の整備を行うこととした（第 60 条第 6 項、前頁図表 2 参照）。

#### オ 洋上投票の対象の拡大

船員である投票人のうち、国民投票の当日に遠洋区域を航行する船舶その他総務省令に定める船舶に乗って職務等に従事すると見込まれる者については、ファクシミリ装置を用いて送信する方法による投票（洋上投票）が認められているが（第 61 条第 7 項）、便宜置籍船<sup>12</sup>等の外国籍船舶の船員は対象にならないなど、その範囲は限定されていた。

この点、同様の制度のある選挙については、平成 28 年の公職選挙法改正により、洋上投票の対象者が拡大され、①便宜置籍船の船員の追加、②洋上投票を行うには選挙人本人のほか、不在者投票管理者及び立会人となる者の合計 3 人の日本国民である船員が乗っている必要があったところ、日本国民が 2 人以下の場合の追加<sup>13</sup>、③実習を行うため航海する学生・生徒の追加がなされた。

令和 3 年改正法では、国民投票につき、これと同様の範囲で洋上投票の対象を拡大することとした（第 61 条第 7 項・第 8 項）。

#### カ 繰延投票の期日の告示の期限の見直し

国民投票において、天災等で投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県選挙管理委員会は、更に期日を定めて投票を行わせなければならないとされ（繰延投票）、その期日は、少なくとも 5 日前に告示しなければならないとされていた（旧第 71 条第 1 項）。

この点、同様の制度のある選挙については、繰延投票の期日の告示につき、平成 28 年の公職選挙法改正により、少なくとも 5 日前に行うこととされていたものを、少なくとも 2 日前までに行えば足りるとすることに改められた。

令和 3 年改正法では、国民投票における繰延投票の期日の告示期限につき、これと同様の規定の整備を行うこととした（第 71 条第 1 項）。

#### キ 投票所に入場可能な子供の範囲の拡大

従来、国民投票における投票所には、投票人や投票の事務に従事する者等でなければ入ることができないとされる一方、「投票人の同伴する幼児その他の投票人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたもの」に

<sup>11</sup> 期日前投票所のうちの一つは午前 8 時 30 分から午後 8 時まで通して開けておくことが必要であった。

<sup>12</sup> 船舶の経費節減を目的として、船主が船籍を便宜的にパナマ、リベリア、マルタ、キプロス等の国に登録した船舶。先進国の船主は、税負担が軽く、船員関係の運航上の規制が緩やかで賃金の安い外国人船員を雇用できる便宜置籍国に船舶を便宜的に置籍し、その船舶を運航又は貸船している（国土交通省海事局用語集〈<https://www.mlit.go.jp/maritime/dic/ha.html>〉（令 3. 11. 29 最終アクセス））。

<sup>13</sup> 日本国民が 2 人以下の場合、不在者投票管理者及び立会人を置かず洋上投票を行うことが可能となった。

については、この限りでないとされていた（旧第72条）。

この点、選挙においても投票所に入場可能な者については同様の規定であったが、平成28年の公職選挙法改正により、「選挙人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18年未満の者）」は投票所に入ることができることとされ、投票所に入ることができる子供の範囲が拡大された。

令和3年改正法では、国民投票についても同様に、投票所に入場可能な子供の範囲を、「幼児」から「児童、生徒その他の18年未満の者」に拡大した（第72条第2項）。

#### ク 検討条項（＝附則第4条、衆議院における修正で追加）

令和3年改正法は、衆議院において、附則第4条を追加する修正が行われた。

同条では、国は、この法律の施行後3年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとされた。

- ① 投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項<sup>14</sup>その他必要な事項
  - ・ 天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備
  - ・ 投票立会人の選任の要件の緩和
- ② 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項
  - ・ 国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限
  - ・ 国民投票運動等の資金に係る規制
  - ・ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

### 3. 憲法審査会における主な議論<sup>15</sup>

#### （1）投票環境向上のための本改正案の必要性・立法事実

法案審査では、本改正案の必要性や立法事実について議論がなされた。

発議者からは、公職選挙法と憲法改正手続法では、その運動の在り方について、人を選ぶ選挙と政策を選ぶ国民投票という性格に鑑み大きな違いがあるが<sup>16</sup>、投開票の手續や事

<sup>14</sup> 「投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項」には、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）により、既に法整備がなされた2項目が明記された。同法は、有権者の投票環境の向上等を図るため、最近の選挙の実状に対応した制度改革を行うものであり、①天災等の場合における安全・迅速な開票に向けた規定の整備（悪天候により離島から投票箱を運べなかった事例を踏まえ、安全・迅速な開票の観点から、開票日に近接して現地で開票所を設ける場合の規定を整備する。）、②投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和（投票所の円滑な設置・運営を図るため、投票管理者及び投票立会人の選任要件を緩和する。）の2項目等を追加するものであるが、当該2項目は憲法改正手続法では措置されておらず、令和3年改正法でも横並びの措置は講じられなかった。

<sup>15</sup> 以下において会議録を引用する場合には、発言は適宜要約したものを記載する。また、憲法審査会において本改正案については、委員間の自由討議においても取り上げられたが、本稿においては、本改正案を議題とした質疑における発議者、修正案提出者及び政府参考人の発言部分を引用の対象とする。なお、以下の脚注においては、議員氏名の後に発言当時の所属会派の略称を、次の凡例に倣って付している。（自民）：「自由民主党・無所属の会」、（立民）：「立憲民主党・無所属」、（公明）：「公明党」、（維新）：「日本維新の会・無所属の会」、（国民）：「国民民主党・無所属クラブ」

<sup>16</sup> 主権者である国民の政治的意思の表明そのものである国民投票運動は、原則自由とし、国民投票の公平公正を確保する上で必要不可欠な規制のみを設けるといふ基本理念の下に制度設計が行われており、このような制度設計の結果、特定の候補者の当選を目的とし、厳格な規制が行われている選挙運動とは全く異なる制度

務に関しては、基本的に共通しており、社会環境や国民意識の変化に対応した投票環境や利便性向上のような何人も否定できない法改正については、国民投票において特段の支障が生ずるものでない限り、公職選挙法と同様の措置を講ずることが望ましい旨の答弁がなされた。その上で、今回の改正は、平成28年の公職選挙法の数度にわたる改正により講じられ、現に、各種の選挙において既に施行されているものであり、このような事実自体が立法事実であり、国民投票を実施していないからといって、本改正案を基礎付ける立法事実がないわけではない旨の答弁がなされた<sup>17</sup>。

また、他の発議者からは、憲法改正手続法は大きく分けて二つの部分、すなわち、投票環境整備などの投開票に係る外形的事項と、国民投票運動に係るCM規制などに代表される投票の質に関する部分から構成されているが、前者については、法制定以来、公職選挙法並びとすることが合理的と考えられており、本改正案も、この考え方に従い、公職選挙法に合わせて投票環境向上のためのアップデートを不断に重ねていく、そのように考え方を整理した旨の答弁がなされた<sup>18</sup>。

## (2) 投票環境向上のための本改正案の7項目に係る議論

### ア DV・ストーカー被害者に係る投票人名簿抄本の閲覧許可の運用方針等(2.(2)ア関係)

DV・ストーカー被害者の保護を図る観点から、選挙人名簿抄本と同様、投票人名簿抄本についても、厳格な閲覧制度の運用が不可欠であると考えられるが、被害者が記載されている同抄本の閲覧許可については、どのような運用がなされるべきかが問われた。

選挙人名簿抄本については、総務省から、DV・ストーカー被害者に係る閲覧について、これまで数度にわたり留意事項を通知しており、平成29年9月には、①加害者から被害者の選挙人名簿抄本の閲覧の申出がなされた場合には、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがある申出として閲覧を拒否すること、②第三者から申出がなされた場合であっても申出に係る選挙人が被害者である場合には、その閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときとして閲覧を拒否することができること、③特段の申出がない場合には、被害者を除く申出であるとみなし、被害者に係る記載のある部分以外の部分に限って閲覧に供することを原則とすることを、改めて通知した旨の説明があった<sup>19</sup>。

これを踏まえ、発議者からは、投票人名簿抄本の閲覧制度が運用される際には、選挙人名簿抄本の閲覧制度の運用と同様に、DV被害やストーカー被害の保護が図られるよう、不適切な申請を確実に排除する等の措置が講じられ、厳格な運用がなされるものと理解している旨の答弁がなされた<sup>20</sup>。

### イ 選挙における在外選挙人登録、在外投票が進まない理由(2.(2)イ関係)

在外投票人名簿に登録されるには、登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿

---

となっている(第204回国会参議院憲法審査会会議録第3号3～4頁(令3.5.26)山花郁夫議員(立民)等)。

<sup>17</sup> 第203回国会衆議院憲法審査会会議録第3号10頁(令2.11.26)中谷元議員(自民)

<sup>18</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第3号2頁(令3.5.26)逢沢一郎議員(自民)

<sup>19</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第3号7頁(令3.5.26)総務省自治行政局選挙部長

<sup>20</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第3号7頁(令3.5.26)逢沢一郎議員(自民)

に登録されていること等が必要であるが、その在外選挙人登録や、在外投票が進まない理由などが問われた。

総務省からは、在外選挙における実態把握の観点から、外務省の協力を得て、令和元年度に在留邦人を対象に在外選挙制度に関するアンケート調査を実施し、その結果、在外選挙人名簿に登録していない主な理由として、申請が面倒、申請方法を知らない、制度を知らないなどが挙げられており、また、名簿登録者のうち令和元年度の参院選において投票しなかった主な理由として、多忙等で投票を忘れた、投票が面倒、選挙に関心がない、投票したい候補者等がないなどが挙げられた旨の答弁がなされた。

その上で、国内の取組として、総務省において、①出国時申請制度を含む在外選挙制度について説明したリーフレットを毎年作成し、各市町村のホームページへの掲載や住民基本台帳部局の窓口への設置などをお願いしていること、②出国時申請の円滑化のため、住民基本台帳部局と選管事務局の職員を併任させ、国外転出届出と併せて出国時申請書の受領を可能にするといった工夫などの助言を行っていることが挙げられた。

また、在外における取組として、外務省において、在留邦人に名簿登録申請を促すため、大使館のホームページにおける制度周知、メールマガジンの配信、日系団体等を訪問しての説明会の実施などの取組を実施しており、国政選挙の際には、投票に関して各種媒体による周知を図っている旨の答弁がなされた<sup>21</sup>。

#### ウ 期日前投票所の投票時間の弾力化の意義・問題点（２．（２）エ関係）

期日前投票所の投票時間の弾力化については、二つ以上の期日前投票所を設ける場合、そのうち一つを午前８時３０分から午後８時まで通しで開けておく必要がなくなることから、投票所が開いている総時間数が短くなる事例が考えられるなど、むしろ投票環境が悪化する可能性について議論がなされた。

発議者からは、期日前投票所の開始時刻を２時間繰り上げ、閉鎖時間を２時間繰り下げることが可能にしたことで、最大４時間の延長が可能となり、これまで、複数箇所に期日前投票所を設ける場合には設置時間の短縮のみが認められていたことと比べると、本改正案によって期日前投票の時間が短縮される状況になることはないという旨の答弁がなされた<sup>22</sup>。

また、数年に一度しか行われなような国民投票については、朝から夜まで通しで開いている期日前投票所（市役所等）が必要との議論に対し、発議者からは、当地の選管が最も有権者、地域住民の投票環境を良い方向に確保するという観点で判断すればよく、例えば、市町村の選管が必要と判断すれば、市役所等、定められた一つの期日前投票所を通しで開けておくことも可能であり、それぞれの選管の適切な判断を信頼してお任せする構成になっている旨の答弁がなされた<sup>23</sup>。

#### エ 洋上投票の対象拡大に伴う国民投票の公正性の担保（２．（２）オ関係）

不在者投票管理者、立会人を置かず洋上投票が可能となったことによって、二重投

<sup>21</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第5号8頁（令3.6.9）総務省自治行政局選挙部長

<sup>22</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第5号3頁（令3.6.9）逢沢一郎議員（自民）

<sup>23</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第5号7頁（令3.6.9）逢沢一郎議員（自民）

票の防止など、国民投票における公正性をどのように担保するかが問われた。

発議者からは、出航前に船員が指定市町村の選管から投票送信用紙及び確認書の交付を受け、出航後、投票に先立ち、船員が指定市町村の選管にファクシミリで確認書を送信し、指定市町村の選管が船員にそれを受信した旨を連絡する等、厳格な一連の手続を経ることや、ファクシミリの送信も選管の業務時間内に限るとしており、二重投票の防止、不正の入り込む余地を極力排除したシステムを採用する旨の答弁がなされた<sup>24</sup>。

#### オ 繰延投票の期日の告示期限の見直しの意義・問題点（2.（2）カ関係）

本改正案によって、投票日（日曜日）の前日（土曜日）に悪天候等での投票不能が判明した場合、最短で2日後の月曜日へ繰り延べることにより、災害直後の平日に投票することが可能となるが（改正前は最短で木曜日）、国民投票は選挙と異なり早期に結果を確定させる必要もないことから、その妥当性について議論がなされた。

発議者からは、告示期間を短くすることに意義があるのではなく、選管において、その時々事情、具体的な状況を踏まえ、より柔軟に繰延投票の期日を設定できるようになった点にその意義があり、例えば、大きな災害が起きた場合には繰延投票まで日数を要することになると考えられるが、選挙期日である日曜日だけがたまたま天災等で投票を行うことができない事情の場合は、日数を短くすることも可能である。いずれにしても、できる限り多くの有権者が投票機会に恵まれること、その意思表示が可能になることを前提に、各選管において適切に、的確に投票日の告示が行われることを想定している旨の答弁がなされた<sup>25</sup>。

#### カ 投票所に入場可能な子供の範囲拡大の意義（2.（2）キ関係）

一般の選挙に続き、本改正案によって、国民投票でも投票所に入場可能な子供の範囲が幼児から18歳未満の者まで拡大するが、その意義について議論がなされた。

発議者からは、公職選挙法の改正は、親が現実に投票している姿を子供に見せる、また、実際に投票所に入場することが将来の有権者への有効な主権者教育に資することを期待したものであると承知しており、この主権者教育に資するとの趣旨は、正しく国家の基本法制の形成に、主権者たる国民として関与する貴重な機会である憲法改正国民投票においては、より一層重要な意義を有するものと考えている旨の答弁がなされた<sup>26</sup>。

### （3）衆議院における修正で追加された附則第4条

#### ア 附則第4条の趣旨

修正案提出者からは、附則第4条（検討条項）の趣旨について、原案は、平成28年の改正公職選挙法による投票環境の向上を図るための措置に倣った7項目の法整備を行うものであるが、令和元年の改正公職選挙法により、投票環境に係る2項目の追加改正が行われ、既に施行されている。また、スポットCMの扇情的な影響力や、インターネット広告も含めCMに投じる資金の多寡が投票結果に与える影響等を踏まえると、CMや

<sup>24</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第3号7頁（令3.5.26）逢沢一郎議員（自民）

<sup>25</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第5号3頁（令3.6.9）逢沢一郎議員（自民）

<sup>26</sup> 第203回国会衆議院憲法審査会会議録第3号11頁（令2.11.26）馬場伸幸議員（維新）

運動資金などについて一定の規制が設けられなければ、公平公正な国民投票の実施は期待できない。これらの点その他国民投票の公平及び公正を確保するための措置については、令和元年に旧国民民主党から提出された憲法改正手続法改正案において、一定の措置を講ずることを定めたところであるが、この法案の審議はいまだ行われていない<sup>27</sup>。このような積み残しの課題についても、早急に具体的な検討を開始し、一定の結論を得る必要があると考え、本修正案を提出した旨の説明がなされた<sup>28</sup>。

他方、発議者からは、検討条項は、投票環境向上について、7項目で終わりではなく不断に見直しを行っていくこと、CM規制等については引き続き検討していくこと、そういう衆議院の審査会の場で与党の幹事が約束した事項と全く同じ内容をそのまま規定したものである旨の認識が示されるとともに<sup>29</sup>、附則を検討条項として設けることについては、全く異論がない旨の見解が示された<sup>30</sup>。

## イ 附則第4条における課題

### (ア) 投票人の投票に係る環境を整備するための事項

公職選挙法においては、本改正案が対象とする7項目に加え、令和元年に新たに2項目の追加改正が行われ<sup>31</sup>、既に施行済みであり、これらについて憲法改正手続法でも同様の措置を講ずる必要性について議論がなされた。

発議者からは、既に公職選挙法で措置されている2項目については、改正法の施行後、令和元年7月の参議院通常選挙で円滑に実施されたと理解しており、本改正案の成立後、各党の合意を踏まえ、可及的速やかに憲法改正手続法においても措置したいと考えている。そもそも、投票環境向上のような事項については、国民の利便性向上の観点から不断に検討、見直しが図られなくてはならず、当然、7項目で終わりではなく、引き続き必要な検討がなされるべきとの旨の答弁がなされた<sup>32</sup>。

### (イ) 国民投票の公平及び公正を確保するための事項

国民投票運動等のための広告放送や有料インターネット広告の規制など、いわゆるCM規制等に関して、今後の議論の進め方等について議論がなされた。

発議者からは、CM規制の問題については、国民投票運動の自由、表現の自由と、国民投票の公正さ、公平さとのバランスをどう取るかという重要な問題で、これには様々な論点があり、憲法改正国民投票という国の最高法規に関わるものでもあるので、できるだけ各政党間の幅広い合意を形成する必要がある、今後、丁寧な議論を行っていくべきとの旨の認識が提示された。その上で、具体的には、衆議院憲法審査会では幹事懇談会のメンバーを中心に論点整理をしていくという重要な提案がなされており、今後、この論点整理を行い、与野党が一つの方向に向かって合意形成していくことが重要である

<sup>27</sup> 後掲3.(3)イ(イ)参照

<sup>28</sup> 第204回国会衆議院憲法審査会議録第3号5～6頁(令3.5.6)奥野総一郎議員(立民)の趣旨説明

<sup>29</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第5号2頁(令3.6.9)中谷元議員(自民)

<sup>30</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第3号4頁(令3.5.26)北側一雄議員(公明)

<sup>31</sup> 前掲脚注14参照

<sup>32</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第3号7頁(令3.5.26)逢沢一郎議員(自民)

との認識が示された<sup>33</sup>。

また、他の発議者からは、今やテレビ、ラジオ広告よりインターネット広告がりょうがする時代になっており、現在の憲法改正手続法に規定されているテレビ、ラジオ広告の規制だけではなく、インターネット広告等に関する議論も、メディアが多様化、複雑化していることを踏まえ、しっかり押し進めていく必要があるとの認識も示された<sup>34</sup>。

さらに、CM規制等に関しては、令和元年5月、国民民主党・無所属クラブより、公正な国民投票運動等の実施のための措置等を盛り込んだ「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」（第198回国会衆第9号。以下「国民民主党案」という。）が衆議院に提出されたが、審議入りには至らなかった。この点について、発議者からは、国民民主党案は、テレビ、ラジオの放送CMやインターネットCMに関する規制、運動資金の透明化、当日の運動の禁止、外国人寄附の規制など、大変重要な論点を含むものだが、このような事項は、投票環境や利便性向上といった手続的事項である本改正案とは、全く性質を異にするものであり、本改正案の手続を粛々と進め速やかに結論を得た上で、引き続き議論を深めていくことが当然の手続と考える旨の認識が示された<sup>35</sup>。

なお、上記（ア）及び（イ）に係る議論が行われている間、憲法本体の論議を行うこととの当否等についても議論があった<sup>36</sup>。

修正案提出者からは、附則第4条（検討条項）の下でも、憲法本体の論議や憲法改正の発議が条文上可能であることについて異論はないが、今後、憲法審査会の幹事会や幹事懇談会で、与野党円満な協議の中で決定されていくべきと考えている。憲法改正の発議については、現行法の状態で国民投票が行われたとしても、公平性が十分に担保されず、その結果に対する信頼性が極めて揺らぐので、政治的には難しいのではないかとの旨の答弁があった<sup>37</sup>。また、他の修正案提出者からは、憲法本体の論議を妨げるものではないが、まず政治的には、附則第4条に定める措置をきちんと議論して答えを出すべきだと思ふ旨の答弁があった<sup>38</sup>。

#### （4）本改正案の7項目以外の投票環境向上に係る論点（3.（2）以外の議論）

##### ア 郵便等投票の対象範囲拡大の必要性

憲法改正手続法において、最大限投票の機会を確保する必要性があることに鑑み、有

<sup>33</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第5号2～3頁（令3.6.9）中谷元議員（自民）

<sup>34</sup> 第204回国会衆議院憲法審査会会議録第2号3頁（令3.4.22）北側一雄議員（公明）

<sup>35</sup> 第203回国会衆議院憲法審査会会議録第3号10頁（令2.11.26）逢沢一郎議員（自民）

<sup>36</sup> この論点に関しては、参議院において、日本維新の会から、「前項の規定 [=附則第4条] は、国会が、同項に規定する措置が講ぜられるまでの間において、日本国憲法の改正案の原案について審議し、日本国憲法の改正の発議（日本国憲法第96条第1項に定める日本国憲法の改正の発議をし、国民に提案することをいう。）をすることを妨げるものと解してはならない。」旨の規定を附則に追加する修正案が提出されたが（令和3年6月9日）、賛成少数で否決されている（日本維新の会のみ賛成）。

<sup>37</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第3号5～6頁・8頁（令3.5.26）、第204回国会参議院憲法審査会会議録第5号2頁・10頁（令3.6.9）山花郁夫議員（立民）

<sup>38</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第3号4頁（令3.5.26）奥野総一郎議員（立民）。なお、本改正案の発議者からは、検討条項には、憲法本体の論議や憲法改正の発議に関する言及は一切なく、法制的に、憲法本体の論議も憲法改正の発議も可能であると整理できる旨の見解が示された（第204回国会参議院憲法審査会会議録第5号2頁（令3.6.9）中谷元議員（自民）・北側一雄議員（公明））。

事の際も含めて郵便等投票の機会を拡充する方向の改正が必要ではないかが問われた<sup>39</sup>。

発議者からは、できるだけ多くの有権者に投票の機会を確保するため、郵便等投票というツールを適切に生かしていくことは、大変重要な視点であり、公職選挙法についても、憲法改正手続法についても、早急にそれらの議論がなされ、適切に導入が図られることが望ましいと考えている旨の答弁がなされた。

その上で、現行では要介護度5の方に郵便等投票の権利が与えられているが、これを要介護度4及び3にまで対象範囲を拡大する法案が与党において既に党内手続を終え、野党各党にも呼びかけている状況にあると理解している旨の答弁がなされた。また、現在の新型コロナ禍の緊急事態において、外出自粛要請を受けている有権者の投票機会を確保することも、参政権という重要な憲法上の権利保障のために喫緊の課題であると考えており、新型コロナ禍の特殊事情を踏まえた特例法を用意しているが<sup>40</sup>、これはすぐにも想定される選挙を念頭に置いたものであり、国民投票に導入するかどうかについては、別途の議論が必要になる旨の答弁がなされた<sup>41</sup>。

### イ 国民投票におけるインターネット投票導入の必要性

国民投票において、インターネット投票を導入する必要性が問われた<sup>42</sup>。

発議者からは、インターネット投票を導入すれば、いつでもどこでも投票ができる、投票率の向上が期待できる、投票事務に係るコストの低減が期待できるといった飛躍的な利便性の向上等の効果が見込めることは確かだと思うが、他方で、総務省研究会の報告にも言及されているとおり、選挙の公正と信頼を確保する上で、サイバー攻撃を始めとしたシステムのセキュリティー対策、確実な本人確認と投票の秘密の保持、一斉アクセス時の安定稼働、成り済ましによる詐偽投票や投票干渉の防止といった課題も挙げられていると承知しており、国民投票か選挙かを問わず、これらのメリットと課題の双方を考慮した上で、しっかりとした検討を進めていく必要がある旨の答弁がなされた<sup>43</sup>。

<sup>39</sup> 「郵便等による不在者投票（郵便等投票）」（憲法改正手続法第61条等）は、身体に重度の障害がある投票人に、その現在する場所（自宅等）において投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により投票を行うことを認めるものであり、現行法上、対象者は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を交付されている投票人のうち障害が一定程度のものに該当する人や、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人に限られる（要介護4以下は対象外）。なお、公職選挙法でも同様の制度があり、対象者も同様である。

<sup>40</sup> 「特例法」とは、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案（第204回国会衆第32号）を指し、同法案は令和3年6月3日に衆議院に提出され、同15日に参議院本会議で可決・成立した。その内容は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等（新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者であって、外出自粛要請や隔離・停留の措置を受けた者）が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めるものである。

<sup>41</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第3号7～8頁（令3.5.26）逢沢一郎議員（自民）

<sup>42</sup> 一般の選挙に関しては、平成28年9月の総務省研究会の「報告」において、遠隔地における投票である在外公館投票や洋上投票等について、段階的にインターネット投票の導入を検討してはどうかとの意見が紹介されたほか、平成30年8月の総務省研究会の「報告」では、マイナンバーカードの海外利用を前提に、公的認証機能により本人確認を確実にを行うなど、一定の対応方策を講じることにより、在外選挙インターネット投票の実現に向けた技術・運用面の大きな課題はクリアできる旨の提言がなされた。これを受け、総務省では、在外選挙インターネット投票について投開票システムのプロトタイプを構築し、令和2年に地方公共団体と共に初の実証実験を実施した。

<sup>43</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第5号8～9頁（令3.6.9）井上一徳議員（国民）

## (5) 国民投票運動・最低投票率など、投票環境以外の論点に係る議論

### ア 外国人寄附規制の必要性

憲法改正手続法では、国民投票運動のための資金に関して、外国人から寄附を受領することは制限されていないが、外国人・外国政府が国民投票運動に関与することへの懸念から、これを禁止する必要があるかが問われた。

発議者からは、国民投票運動について外国人や外国の組織、政府等による不当な影響がないようにしなければならないとの観点は極めて重要であるが、外国人等による寄附については、外国人等の国民投票運動自体に制約が設けられていないという論点も含めて、憲法審査会の場において引き続き議論を深めていくべきとの旨の認識が示された<sup>44</sup>。

また、これを受け、外国人等による国民投票運動自体を規制する必要性についても議論がなされた。

発議者からは、憲法改正の国民投票が、国の基本法に関する主権者たる国民の貴重な意思表示の機会であることを踏まえれば、国民投票運動に外国人や外国の組織、政府等による不当な影響がないようにしなければならないと考えているが、他方で、国民投票運動は、可能な限り自由で制約のないものとするのも要請されており、現行法は、この基本的な考え方にに基づき、その公平さを確保するための必要最小限度の規制を設けた上で、できるだけ自由な運動を保障しようとしたものである旨の答弁がなされた。また、このような観点到鑑みれば、具体的に考えられる弊害、公職選挙法上、外国人等による選挙運動が禁止されていないこととのバランス、外国人等による寄附について制約を設けること等の論点があるものと考えられ、これらを踏まえた上で、憲法審査会において議論を深めていくべきとの旨の認識が示された<sup>45</sup>。

### イ 最低投票率制度の導入が見送られた理由等

最低投票率（国民投票成立のために必要な最低の投票率）については、憲法改正手続法には規定されておらず、本改正案においても措置されていないが、平成 19 年の法制定時及び平成 26 年法改正時において、低投票率による憲法改正の正当性への疑義等をめぐって本制度の必要性が議論されたことを踏まえ、両年の参議院の附帯決議において、本制度に係る項目が設けられた<sup>46</sup>。このような経緯も踏まえ、本改正案の質疑では、最低投票率制度の導入が今回も見送られた理由等が問われた。

発議者からは、導入しない理由について、法制定時の発議者と同様に、①憲法第 96 条が許容する以上の加重要件となる疑義があること、②国民投票をボイコットするボイコット運動を誘発する可能性があること、③最低投票率を境に賛成と反対が逆転してしまうという、いわゆる民意のパラドックスが生じ得ること<sup>47</sup>、④発議された憲法改正案の

<sup>44</sup> 第 203 回国会衆議院憲法審査会議録第 3 号 9 頁（令 2. 11. 26）井上一徳議員（国民）

<sup>45</sup> 第 203 回国会衆議院憲法審査会議録第 4 号 5 頁（令 2. 12. 3）井上一徳議員（国民）

<sup>46</sup> 平成 19 年附帯決議には、「低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないよう、憲法審査会において本法施行までに最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること。」との項目が、平成 26 年附帯決議には、「最低投票率制度の意義・是非の検討については、憲法改正国民投票において国民主権を直接行使する主権者の意思を十分かつ正確に反映させる必要があること及び憲法改正の正当性に疑義が生じないようにすることを念頭に置き、速やかに結論を得よう努めること。」との項目が、それぞれ設けられている。

<sup>47</sup> 民意のパラドックスとは、例えば、最低投票率を 50% として導入した場合に、投票率が 45%、賛成割合が

内容が専門的、技術的な場合には必ずしも高い投票率が期待できないことが挙げられた。その上で、今後、仮に国民投票が行われ、投票率の問題などで大きな問題点が指摘されることがあれば、立法事実に変化があったということで検討の対象になり得るが、現時点においては、立法事実の特段の変化はなく、検討の必要はない旨の答弁がなされた<sup>48</sup>。

なお、他の発議者からは、最低投票率を設けないとしても、投票率が低くてよいわけではなく、国民投票広報協議会による広報を始めとして<sup>49</sup>、投票率を上げる努力はなされなければならない旨の言及がなされた<sup>50</sup>。

#### 4. おわりに

令和3年改正法は、平成28年の公職選挙法改正と同様の法整備を内容とするものであるが、憲法審査会では、CM規制等についての議論の進め方など、改正項目以外の論点に係る議論も多くなされた。附則第4条を踏まえれば、今後、法施行後3年を目途に、「投票人の投票に係る環境を整備するための事項」及び「国民投票の公平及び公正を確保するための事項」について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるための議論を進めていくこととなる。

具体的には、更なる投票環境の向上を図るため、公職選挙法令和元年改正2項目と同様の措置を講ずることや、郵便等投票の対象範囲を拡大する必要性などが議論の対象となり得る。また、国民投票における公平及び公正の確保を図るため、国民投票運動は原則自由とし、必要不可欠な規制のみを設けるという法制定時からの基本理念<sup>51</sup>を踏まえつつ、現行法の広告放送の規制期間や、メディアの多様化を踏まえた広告規制の対象範囲の妥当性のほか、外国人寄附規制の必要性などについて議論されることが考えられる。論点は広範多岐にわたると思われるが、今後の議論の動向が注視される。

#### 【参考文献】

- 中西絵梨「法令解説 投票環境向上のための憲法改正国民投票法改正：日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」『時の法令』2131号（令3.10.15）
- 中尾正英「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正（投票環境向上）について」『選挙時報』第70巻第9号（令3.9.25）

（もりもと まさひこ、かしわぎ たかし）

---

80%で、投票権者の36%が賛成しても、国民投票は不成立となるが、投票率が60%、賛成割合が55%で、投票権者の33%が賛成すれば、国民投票が成立して憲法改正案が承認される事例などが挙げられる。

<sup>48</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第3号10～11頁（令3.5.26）船田元議員（自民）、第203回国会衆議院憲法審査会会議録第4号4頁（令2.12.3）逢沢一郎議員（自民）。なお、修正案提出者からも、最低投票率を採用するのは難しい旨の見解が示された（第204回国会参議院憲法審査会会議録第3号11頁（令3.5.26）山花郁夫議員（立民））。

<sup>49</sup> 国民投票広報協議会とは、憲法改正の発議後、憲法改正案の国民に対する広報に関する事務を行うため国会に設置される組織で、両院議員を委員として構成される（国会法第102条の11）。

<sup>50</sup> 第204回国会参議院憲法審査会会議録第5号16頁（令3.6.9）馬場伸幸議員（維新）

<sup>51</sup> 前掲脚注16参照